

国立大学法人京都大学 宿舎規程 新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p><u>(宿舎使用料の免除)</u></p> <p>第13条 <u>前条の規定にかかわらず、へき地にある施設又は特に隔離された施設に勤務する者のうち総長が認めた者については、宿舎使用料を免除することができる。</u></p> <p>(宿舎の使用上の義務)</p> <p>第14条 } (略)</p> <p>2 } (略)</p> <p>3 被貸与者は、その責に帰すべき事由によりその貸与を受けた宿舎を滅失し、損傷し、又は汚損したときは、遅滞なくこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、その滅失、損傷又は汚損が故意又は重大な過失によらない火災に<u>基く</u>ものである場合には、この限りでない。</p> <p>4 (略)</p> <p>(中 略)</p> <p>(宿舎の明渡し等)</p> <p>第16条 宿舎の貸与を受けた者が次の各号の一に該当することとなった場合においては、その者(その者が第2号の規定に該当することとなった場合には、その該当することとなった時においてその者と同居していた者)は、その該当することとなった日から20日以内に当該宿舎を明け渡さなければならない。ただし、相当の事由がある場合には、財務担当理事の承認を受けて、その該当することとなった日から6月、<u>第13条の規定により宿舎使用料を免除された者</u>にあつては<u>2月</u>の範囲内において財務担当理事の指定する期間、引き続き当該宿舎を使用することができる。</p> <p>(1) 教職員でなくなったとき</p> <p>(2) 死亡したとき</p> <p>(3) 配置換、併任、出向、勤務地の移転その他これらに類する事由により当該宿舎に居住する資格を失い、又はその必要がなく</p>	<p>第13条 <u>削 除</u></p> <p>(宿舎の使用上の義務)</p> <p>第14条 } (同 左)</p> <p>2 } (同 左)</p> <p>3 被貸与者は、その責に帰すべき事由によりその貸与を受けた宿舎を滅失し、損傷し、又は汚損したときは、遅滞なくこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、その滅失、損傷又は汚損が故意又は重大な過失によらない火災に<u>基づく</u>ものである場合には、この限りでない。</p> <p>4 (同 左)</p> <p>(宿舎の明渡し等)</p> <p>第16条 宿舎の貸与を受けた者が次の各号の一に該当することとなった場合においては、その者(その者が第2号の規定に該当することとなった場合には、その該当することとなった時においてその者と同居していた者)は、その該当することとなった日から20日以内に当該宿舎を明け渡さなければならない。ただし、相当の事由がある場合には、財務担当理事の承認を受けて、その該当することとなった日から6月の範囲内において財務担当理事の指定する期間、引き続き当該宿舎を使用することができる。</p> <p>(1) } (同 左)</p> <p>(2) }</p> <p>(3) }</p>

改 正 前	改 正 後
<p>なったとき</p> <p>(4) 当該宿舎について、本学の事務又は事業の運営の必要に基づき先順位者が生じたためその明渡しを請求されたとき</p> <p>(5) 本学において、当該宿舎につき建替等をする必要が生じたためその明渡しを請求されたとき</p> <p>2 (略)</p> <p>3 被貸与者が前2項の規定に違反して宿舎を明け渡さないときは、その者は、別に定めるところにより、これらの規定による明渡期日の翌日から明け渡した日までの期間に応ずる損害賠償金を支払わなければならない。この場合において、その損害賠償金の額は、当該宿舎の当該期間に応ずる使用料の額(当該被貸与者が第13条の規定により宿舎使用料を免除された者である場合には、第12条第1項に規定する算定方法により算定した使用料に相当する額)の3倍に相当する金額をこえることができない。</p> <p>4 (略)</p> <p>(後 略)</p>	<p>(4) } (同 左)</p> <p>(5) }</p> <p>2</p> <p>3 被貸与者が前2項の規定に違反して宿舎を明け渡さないときは、その者は、別に定めるところにより、これらの規定による明渡期日の翌日から明け渡した日までの期間に応ずる損害賠償金を支払わなければならない。この場合において、その損害賠償金の額は、当該宿舎の当該期間に応ずる使用料の額の3倍に相当する金額をこえることができない。</p> <p>4 (同 左)</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、令和4年3月1日から施行する。</p>